

(町内会規約作成例)

## 町 内 会 規 約

### 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、 町内会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

(区域)

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

〔住居表示を実施している区域の場合〕

仙台市 区 町 丁目全域及び ×町 丁目 番 号から×番×号までの区域

〔住居表示の未実施区域の場合〕

仙台市 区 町字 の区域及び字××の 番地から×番地までの区域

(主たる事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を仙台市 区 町 丁目 番 号に置く。

〔主たる事務所を会長宅に置く場合〕

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

### 第 2 章 会 員 及 び 賛 助 会 員

(会員及び賛助会員)

第5条 第3条に定める区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。

2 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、本会の賛助会員になることができる。

(入退会及び資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 会員が退会したとき、死亡したとき及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

### 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 庶務 名
- (4) 会計 名
- (5) 専門部長 名
- (6) 監事 名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

5 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること

(任期)

第10条 役員の任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

### 第4章 組織

(専門部)

第11条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) 部
- (2) 部
- (3) 部

(班)

第12条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

(連合組織)

第13条 本会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加する。

## 第5章 総 会

(種 別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、又は、監事から第9条第6項第4号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

(権 限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 資産及び会費に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) 規約の改正に関する事項

(6) その他重要事項

(招 集)

第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項第4号の規定による場合は、監事が招集することができる。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(成立要件及び議決)

第18条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数の出席で成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した会員については、出席者数に加えるものとする。

2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつ決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録等)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む。)

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とともに署名、押印しなければならない。

## 第6章 役員会

(構成及び権限)

第20条 役員会は、役員(監事を除く。以下この章において同じ。)をもって構成する。

2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の一分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が招集する。

(議長)

第22条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立要件、議決等)

第23条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員については、出席者数に加えるものとする。

2 役員会の議事は、出席した役員を過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 役員会の議事については、第19条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年 月 日より始まり、翌年 月 日に終わる。

## 第 8 章 規約の変更

(規約の変更)

第 29 条 この規約を変更するときは、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

〔法人化している場合〕

この規約を変更するときは、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ、仙台市長の認可を受けなければ変更することができない。

## 第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 30 条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第 31 条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。